

「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

1. 改正の背景

令和2年4月に策定された「完成検査の改善・合理化に向けた検討会」の中間とりまとめにおいては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく、現行の完成検査制度及び型式指定制度に係る提言がまとめられ、完成検査制度の合理化を図るべく、自動車製作者等からの届出の簡素化に関する方向性が示されるとともに、型式指定制度の国際調和を促進すべく、型式指定制度における品質管理制度の改善に関する方向性が示された。

また、令和3年に予定されている新型自動車届出制度の廃止に伴い、共通構造部型式に係る現行の出荷検査制度の更なる活用が見込まれている。

以上を踏まえ、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第84号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和2年国土交通省告示第1331号）の施行に伴い、以下通達の一部を改正する。

- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自審第1252号）」
- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）」
- ・「共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第534号）」
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第535号）」
- ・「共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成31年3月29日付国自審第2109号）」

2. 改正の概要

（1）自動車型式認証実施要領の一部改正

（ア）「製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成26年国土交通省告示第120号）」の廃止に伴い、関係規定を削除する。

（イ）「品質管理システム」の内容を規定する。

（2）装置型式指定実施要領、共通構造部型式指定実施要領及び共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領の一部改正

（ア）「製造過程自動車の型式認定に関する規程」の廃止に伴い、関係規定を削除する。

（イ）「品質管理システム」及び「検査実施要領」の内容を規定する。

（3）多仕様自動車型式指定実施要領の一部改正

（ア）「特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成28年国土交通省告示第851号）」の廃止及び出荷検査証関係規定の道路運送車両法施行規則への新設に伴い、関係規定を整理する。

（イ）「品質管理システム」及び「検査実施要領」の内容を規定する。

（4）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和2年10月30日

施行：公布の日：2.（3）（ア）

令和3年4月1日：2.（1）及び（2）、2.（3）（イ）並びに2.（4）